

各種団体の会計処理基準

- 1 この基準は、東山行政区運営規約第 5 条に規定する各種団体の、会計処理について定める。
- 2 各種団体は、各団体規約の会計年度に係わらず、毎年 2 月 15 日を出納閉鎖日とすること。
- 3 各団体は、毎年 2 月の第 4 日曜日までに、区監査委員の監査を終了すること。
なお、監査終了後に発生した費用は、翌年度の会計で処理すること。
- 4 決算書は、区指定の様式（別添）により作成すること。
- 5 各種団体は監査に当たり、次の帳簿等を提示すること。
(1) 現金出納帳 (2) 預金通帳またはその写し (3) 入出金を証明する書類
(4) 事業終了による監査終了の決算表 (5) その他必要な書類
- 6 区から委託された区行事費の決算及び監査は、次により扱うこと。
(1) 余りが出た場合は、区へ返還すること。
繰越金は市補助金及び区補助金の合計額の 1 割程度を目安として残高を計上すること。
なお、不足を生じた場合は、区長にその理由を説明し、了承を得て処理すること。
(2) 年度末決算においては、監査を受けた行事決算書の写しを添付して、明細に代えることができることとする。
- 7 各種団体において監査担当を設置している場合は、事前に監査を終了しておくこと。

附則

- 1 この基準は、平成 9 年度から施行する。
(平成 9 年 3 月 17 日 区議員会決定)
- 2 この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 1 月 23 日 区議員会決定)
- 3 この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 28 年 3 月 12 日 区議員会決定)
- 4 この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 31 年 3 月 10 日 区議員会決定)
- 5 この基準は、令和元年 6 月 1 日から施行する。
(令和元年 5 月 25 日 区議員会決定)